

# ★法務局から地図作成事業についてのお知らせ★

横浜地方法務局では、今後、以下のとおり登記所備付地図を作成することになりましたので、お知らせします。

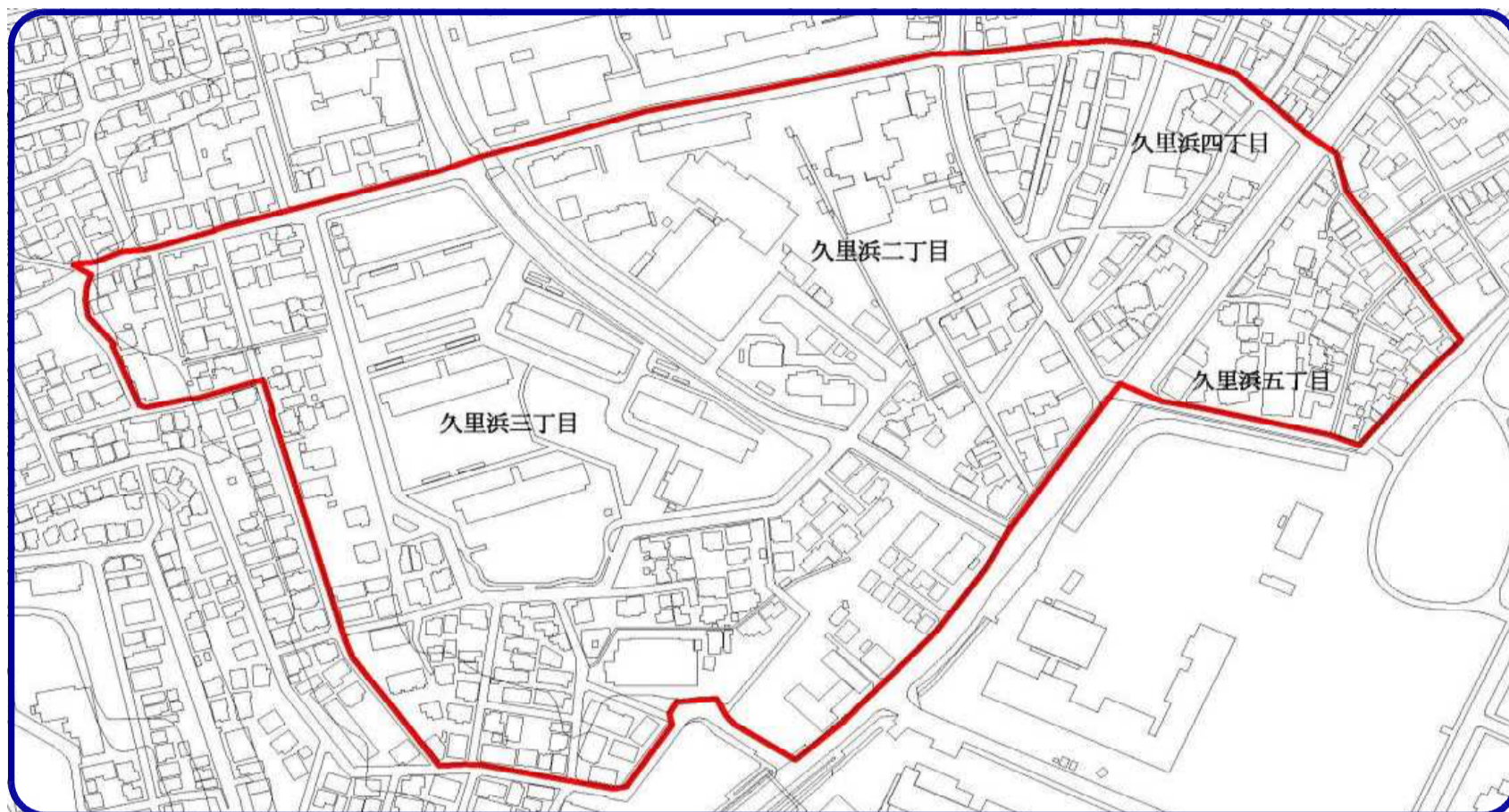
この作業を円滑に進行するため、土地所有者の皆様には、御協力を賜りますようお願いいたします。

## 作業地区

横須賀市久里浜二丁目、同三丁目、同四丁目及び同五丁目の各一部地区

## 作業期間

令和6年11月から令和8年3月31日までの間



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs156」

## 4つのメリット

**メリット1**  
土地の境界が明確になる

トラブルが未然に防げます。

今まで黙っていたが、立会いもせずにあんたが勝手にブロック塀を作った!

境界を確かめようと言ったら、『金を出さないう。勝手にやれ!』と言ったじゃないか!



イラストは国土交通省地籍調査Webサイトから転載

**メリット2**  
街作りに役立つ



イラストは国土交通省地籍調査Webサイトから転載

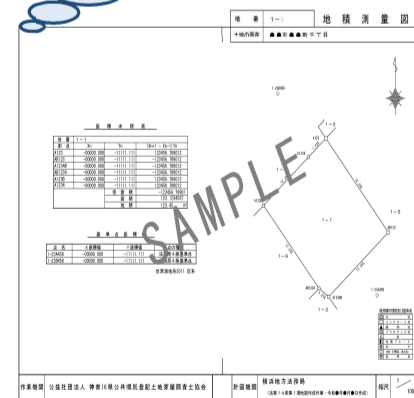
**メリット3**  
災害復旧が迅速になる



写真提供：神戸市

災害などで現地が変化しても、土地の境界を早く正確に復元できます。  
(境界の復元)

**メリット4**  
国が測量費用を負担!  
地積測量図が備付けられる



## お問合せ・連絡先

### 【現地事務所】

〒239-0831  
横須賀市久里浜五丁目12番29号  
サンフレア久里浜205号室  
横浜地方法務局地図作成久里浜現地事務所  
(担当 小西・尾高)  
TEL 046-833-8181

### 【横浜地方法務局（本局）】

〒231-8411  
横浜市中区北仲通五丁目57番地 横浜第2合同庁舎  
横浜地方法務局不動産登記部門 地図整備室  
(担当 中村・尾形)  
TEL: 045-641-7943

# 法務局地図作成事業の目的

現在、法務局に備え付けられている地図（登記所備付地図）の多くは「地図に準ずる図面（公図）」ですが、この公図は、現地の形状と一致しないものや公図上の土地の境界（筆界）の位置について不正確なものが多い状況にあります。

このような理由から、地図が備え付けられていない地域については、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、横浜地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成するものです。

## 登記所備付地図ができるまで

### 1 基準点測量

（令和6年11月～令和7年1月）

- ◎ 地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量です。土地一筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。
- ◎ 実施地区内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、同地区内の公共用地及び民有地に4級基準点を設置します。

4級基準点標識



### 2 土地所有者説明会

（令和7年1月）

- ◎ 地図作成事業の趣旨等を御理解いただくため、久里浜コミュニティセンターにて、土地所有者説明会を開催します。
- ★詳細については、土地所有者様宛て、別途発送させていただきます。

### 3 事前・境界点調査・復元測量

（令和7年2月～5月）

- ◎ 土地一筆ごとに地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。
- ◎ 現況を調査・測量し、地積測量図等の資料に基づき筆界点の位置を検討します。
- ★土地所有者の皆様にお声掛けの上、所有地に立ち入らせていただくことがあります。

### 4 一筆地立会調査

（令和7年6月～8月）

- ◎ 土地所有者又はその代理人の皆様のご現地立会いの下、土地一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。
- ◎ 立会調査において境界等を確認した場合には、土地所有者又はその代理人の皆様にご土地調査書への署名・押印をお願いします。
- ◎ 一筆地立会調査が終わり次第、作業機関が順次測量します。
- ★土地所有者又はその代理人の皆様には、現地での立会いをお願いします。



### 5 面積計算・地図作成

（令和7年9月～11月）

- ◎ 測量の成果に基づいて土地一筆ごとに面積を計算し、実施地区内の土地にかかる地図（縮尺500分の1）を作成します。

### 6 縦覧・異議申立て

（令和7年12月）

- ◎ 測量の成果に基づき作成した「地図の原図」や「地積等調査一覧表」を一定期間定めて土地所有者の皆様にご確認していただきます。その際に、相違箇所等があれば申し出てください。



### 7 登記

（令和8年3月頃）

- ◎ 地目や面積が従前の登記記録（登記簿）と一致しない場合は、登記官が職権により地目変更又は地積更正の登記を行います。
- ◎ 地図及び土地一筆ごとの地積測量図を法務局に備え付けます。